

M 近代の古典文献と社会思想史研究

—プーフェンドルフとファーガソンの翻訳を通して—

世話人：田中秀夫（愛知学院大学）

報告1：前田俊文（久留米大学）プーフェンドルフ『自然法に基づく人間と市民の義務』について

報告2：青木裕子（武蔵野大学 非会員）アダム・ファーガスン『市民社会史論』の特徴と独自性から考える新訳出版の意義とアクチュアリティ

討 論：川添美央子（慶應義塾大学 非会員）福田名津子（法政大学・非常勤）

報告1 前田俊文（久留米大学）「プーフェンドルフの『自然法にもとづく人間と市民の義務』について」

ザムエル・プーフェンドルフの『自然法にもとづく人間と市民の義務』（1673年、以下『義務論』と略記）は当時のヨーロッパ知識人なら誰もが知っているベストセラーの教養書であった。しかし、今日では専門の研究者以外には知られていない。古典と言われる文献は、その思想的独創性や論理的飛躍が評価のポイントとなるが、『義務論』にはそれ以外の価値が見出される。すなわち、『義務論』は大学の教科書として幅広く普及するとともに、有力な注釈者たちが注釈や脚注を施すことで新たな思想を生み出し、そうした思想の酵母になるという役割を果たしたことで、古典的文献と呼ばれるに値すると思われる。

当時の代表的な注釈者には、ティティウス、バルベイラック、カーマイケルらがいた。とくにバルベイラックが果たした役割は大きく、ラテン語版、仏訳版を普及させただけでなく、プーフェンドルフの引用の間違いなどに修正を施し、序文や脚注を付け加えることで正確な知識を当時の読者に伝えることに貢献した。またプーフェンドルフ自然法学を批判したライプニッツの手紙（『プーフェンドルフの原理に対する忠告』）を仏訳版に掲載することで、自然法学と神学を巡る対立を明確化し、論壇を活性化させることにも貢献した。バルベイラックと交流のあったカーマイケルはグラスゴウ大学「道徳哲学」初代教授として、後のハチスンやスミスの道徳哲学の範型となる自然法学を構想したが、その際に依拠したのが『義務論』であった。プーフェンドルフは自然法の題材としてローマ法を用いたが、自然法の内容を具体化・体系化したことで、民法や実定法のモデルを提供するという貢献をした。

しかし、社会思想史的には、プーフェンドルフの理性主義的な自然法学は批判の対象とされることで18世紀の啓蒙思想、とくにスコットランド啓蒙思想への橋渡しをする役割も果たした点が注目される。理性主義からの脱却をはかるヒュームやスミスは自然法学を根本から問い直す作業を行い、とくにスミスはプーフェンドルフやハチスンの自然法学を決疑論として批判し、観察者理論を取り入れた、新たな正義論を基礎とする法学を構想す

ることで近代自然法を克服しようとした。ただ、ヒュームのコンヴェンション論やスミスの法学が形成される際には、プーフェンドルフやグロティウスの自然法学からヒントを得ている可能性が高く、その改編作業として捉えることができ、その意味において『義務論』の果たした役割は大きかったといえる。

討論 川添美央子（慶應義塾大学・非会員）「ライプニッツの自然法思想」

討論では、「プーフェンドルフの思想のトータルな批判者」といわれるライプニッツの自然法思想の特徴を簡単に紹介することで、プーフェンドルフの特徴を逆照射することを狙った。まず、ライプニッツにおいて自然法は上から順に敬虔、衡平（配分的正義）、厳格法（交換・矯正的正義）という三層構造をなしており、さらに世界はハルモニアと捉えられ、適切な度合の補償や権利回復が世界のハルモニア実現につながると考えられていた。このことは神学と形而上学が自然法を包摂する構造を示すもので、対照的に、自然法をそれらから解放したプーフェンドルフの新しさを際立たせることになっている。しかし自身が考案した新しい論理学を法学へ適用し、その手法が後に継承され、展開されたことは、法思想史へのライプニッツの貢献といえることにも注意を促した。以上の点をふまえ、プーフェンドルフにおける配分的正義のゆくえ、換言すればプーフェンドルフはライプニッツの三層構造をすべて厳格法へと還元したのかという問題と、彼の法学方法論に何か独自性はあるのかという点について質問した。

報告 2 青木裕子（武蔵野大学・非会員）「アダム・ファーガスン『市民社会史論』の特徴と独自性から考える新訳出版の意義とアクチュアリティ」

本年5月に、京都大学学術出版会からアダム・ファーガスン著、天羽康夫、青木裕子訳『市民社会史論』が出版された。本報告の目的は、同書の独自性と思想史上の意義の検討を通じて、同書の翻訳出版の今日的意義について考えることにある。

同書の最大の特徴とファーガスンの最大のメッセージは、活動と参加こそが健全な社会の礎であると説いていることにある。これは、ファーガスンの全著作、そして人生を貫く主題である。人間にとって大切なのは実践力、そして何かを成し遂げようとする活力で、知識だけを持っていても仕方がないと主張するファーガスンは、日常経験の上に立つ知を重視する常識（common sense）重視の思想家であることがわかる。ファーガスンが自らの哲学的探求の中で実践としての「活動」に正面から向き合ったことこそが、18世紀においてファーガスンという思想家を唯一無二の存在にしている。

しかしながらファーガスンは、人間にとっていかに活動が本質的とはいえ、社会を構成する一員として他者と関わり合う中でより公共性の高い目的をもって活動しなければ、人間は充実し満足することはできない—換言すると、人間の社会的本性を満たさない孤独な

利己的な活動では人間は幸福になれない— と主張する。

健全な社会ではあらゆる人間が活動的であるという信念を持つファーガスンは、多元的な政治参加の重要性も主張し、人々の積極的な関与を不要とするものを拒絶する。そして、本来の意味を人々が忘れて盲従している無数の些末なルール・手続き・手順により、人間の思考は無意識の内に停止し、専制、隷従、文明社会の衰亡に結びつくという警告を発している。このような 19 世紀、20 世紀的な議論は同書第 6 部の政治的腐敗についての議論の中に特に表れている。デイヴィッド・ヒュームが同書を評価しなかった理由はここにあると思われ、メローレは、18 世紀を代表するヒュームは 19 世紀的な思想を先取りした同書の斬新さを理解できなかつたと結論づけた。

18 世紀スコットランド啓蒙においてファーガスンが、文明社会が既に乗り越え克服してきたと考えられたものを評価し、実践としての活動と政治参加の重要性を強調したことは特筆すべきことである。個人主義的でない啓蒙思想、あるいは個人主義的でないリベラリズムと言えるその思想は、リベラリズムやデモクラシーに何か不足を感じる現代人にとって魅力的で、今日において示唆に富んでいるのである。

福田名津子（法政大学非常勤講師）「古典作品の再翻訳がもたらす研究意義：新訳アダム・ファーガスン『市民社会史論』をめぐる」

ファーガスン『市民社会史論』をめぐる討論では、同書再翻訳の意義と評価・今後の課題、プーフェンドルフの自然法および義務論との関連性がテーマとなった。討論者は旧訳の問題点として入手困難と物理的劣化・訳文の老朽化・校訂作業の欠如を挙げると同時に、新訳が「市民社会史論のルネサンス」に応じる形で出版された点を指摘した。新訳は校訂作業を通じた発見もなしており、第 4 版（1773 年）の書き換え部分ではファーガスンがスミス『国富論』の執筆を認識しつつこれを好意的に受け止める文章が登場することが明らかになった。今後の課題として、ファーガスンを特徴づける「活動」概念の系譜をどう描くかが議論された。

なおプーフェンドルフとファーガスンの関連性はさほど見いだせなかつた。『市民社会史論』では「国民に関する自然法は、個人に関する自然法と同じである」という 1 文とともに（1）自国を守る権利、（2）妨害されずに生活手段を用いる権利、（3）労働の成果を保有する権利、（4）規定や契約の遵守を要求する権利が挙げられているが、プーフェンドルフに対する直接の言及・参照はない。道徳哲学の教科書に相当する『道徳哲学綱要』（1769 年）の決疑論ではプーフェンドルフでなくキケロの義務論が参照されており、law(s) of nature という言葉は「一般法則」と同義であった。

参加者は 29 名で、討論も活発に行われた。世話人・田中秀夫（愛知学院大学）